

## 農業振興地域整備計画の総合見直しの実施方針について

### 1. 趣旨

神戸市では、優良な農地を確保し農業の健全な発展を図るため、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日）」（以下、「農振法」という。）に基づき「農業振興地域整備計画」を策定し、農用地として利用すべき土地の区域（以下、「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めています。

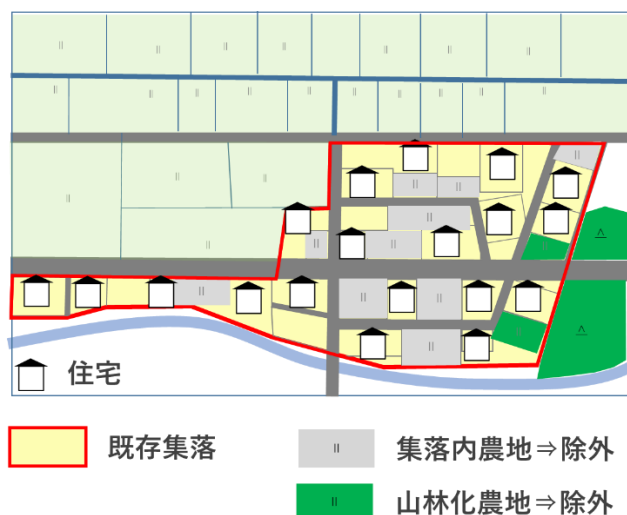
農業振興地域整備計画は、社会的背景や経済情勢の変化などを考慮し、概ね5年ごとに見直しすることとしており、この度、農業振興の方向性を再検討するべく令和5年度から令和6年度第1四半期にかけて当該計画の見直しを実施します。

見直し方針としては、農業振興地域整備計画の中で指定されている農用地区域において、主に山林原野化し再生不能であり将来的に農用地として利用される見込みがない農地や、10ha未満の集団農地に該当しない農地の中で、土地改良事業等の受益地に該当せず、農業以外の別の用途に供されたとしても周辺農用地に悪影響を及ぼさないものと判断された農用地について、周辺の状況等を鑑みながら関係機関とも協議のうえ、市の案件として除外手続きを行います。

### 2. 実施方針案の概要

- (1) 土地改良事業等の受益地に該当する農業振興に寄与する農地を守ります。
- (2) 概ね10ha以上の大規模な集団性の高い農業振興に寄与する農地を守ります。
- (3) (1)(2)に含まれない山林原野化し再生不能かつ将来的に利用される見込みのない農用地を除外します。
- (4) (1)(2)に含まれない集落内の小規模で集団性が乏しく、生産性の低い農用地を除外します。

#### (3)(4)のイメージ



### 3. 今後の予定

令和5年12月 現地確認、関係機関との協議・調整等

令和6年1月～ 市除外案件に係る県協議

令和6年6月頃 市除外案件に係る除外正式決定